

令和6年7月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月10日(水) 午後2時30分～午後3時00分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	14	芝 順子
4	桑原 宏文	9	坂本 一	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	10	谷崎 容子	17	清水 優志
6	加用 雅啓	11	遠地 美千代	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	5	宮地 秀之
6	弘井 徹	7	宮地 浩	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	3	山本 美加	12	山本 官
15	伊勢脇 精藏				

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(3件)
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 山本 美加 委員、議席番号12番 山本 官 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号9番 坂本 一 委員、議席番号10番 谷崎容子 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、蕨岡字山才他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は遺贈で、申請者についても議案書記載のとおりです。受遺者は農作業歴20年の48歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、受遺者のみとなっております。 農機具につきましては、コンバイン、耕運機、田植機をリースしているとのことです。申請地は自宅から約20分の距離となっております。 現在、申請地は水稻を耕作しており、取得後は受遺者が引き続き水稻を耕作していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「池田委員」1番についてお願いします。
●13番 池田委員 （蕨岡地区担当）	番号1について、6月28日に私と事務局2名と推進委員とで申請地の状況確認及び申請人の父に聞き取りを行いました。

	た。この件は遺言書による遺贈で、申請者とは親戚関係になるということでした。今後も引き続き田は維持して管理していくということです。現場は既に水稻を栽培されていて、周辺の農地には影響はありません。 農地法の3条の許可申請は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	今池田委員が言われたように、6月28日に事務局、池田委員と申請者のお父さんと現地を確認しましたが、引き続き管理をしていくということでした。 そして、その日の夕方受遺者本人に電話をして話を聞きましたら、これからは自分が管理していくという話でしたので、問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。 番号1。土地の表示は、具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月27日、地区担当の徳留委員と宮地推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、店舗併用住宅を建築するものです。場所については、北側・東側は宅地、西側は公衆用道路、南側は農地です。申請地南側農地所有者からは同意書の提出があります。排水計画について雨水は、砂利敷及び土の部分は自然浸透と雨水配管で、コン

	クリ敷き部分は勾配により西側の道路側溝に排水します。生活排水は合併浄化槽を経由して西側の側溝に排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	内容は今事務局から説明していただいたとおりです。宅地に転用するものですが、北側・東側は宅地であり、西側は道路、その西側は宅地になっております。南側は農地ですが、同意書もあり、日照の影響や、営農への支障はありません。また、雨水等の排水計画についても適切に行っています。 以上のことから転用については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	6月27日に事務局、会長、徳留委員と一緒に現地確認をしました。今言われたとおりで特に問題はないと思います。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は具同字シヤ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月27日、地区担当の徳留委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は申請人が住んでいる家の敷地の一部となっております。あわせて、事

	務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に家の敷地内となっており、課税状況については、2 筆とも宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして議案書は 4 ページから 5 ページになります。番号 2。土地の表示は田野川字奥長サコ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6 月 27 日に地区担当の山本委員と武井推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号 3。土地の表示は古津賀字ミソクリ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6 月 27 日に地区担当の山崎委員と宮地推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に家が建っており、課税状況については、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1 番についてお願いします。
● 8 番 徳留委員 （具同地区担当）	番号 1 についてですが、当該地は約 30 年前、倉庫の造成時に埋め立てたものです。一時期は申請者の母親が家庭菜園として使用していたようですが、現在は宅地の一部として利用されています。15 年以上経過していて、農地行政上も特に支障はないと思います。 以上のことから非農地証明については適当であると思います。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	6月27日に事務局、会長、徳留委員と一緒に現地確認をしました。人為的に転用されてから15年以上経っている土地ですので、非農地証明の交付については特に問題ないと思います。
議長(清水会長)	続きまして、「山本官委員」は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。 武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	6月27日に会長、事務局スタッフ、山本委員と私の6人で現地集合しまして確認させていただくことになったんですけれども、案件は17筆、山中に広く分散されているということでございまして、登山確認はとても困難という判断から、航空写真もあるということで、頂上まで登ることは断念いたしました。現地の詳しい写真を見渡してみるに、植林といえども現在は荒れ果てた状況です。これでは田や畑とは言えませんし、非農地証明の申請は妥当ではないかと考えております。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山崎委員」3番についてお願いします。
●2番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	当該地は30年以上前から宅地として利用されておりまして、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと判断いたしました。 以上のことから非農地証明については適当であると考えおります。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	6月27日に現地を確認しに行きました。前のスクリーンの写真で見ても分かるとおり、家が建ってまして、人為的に転用されてから15年以上経っている土地ですので、非農地証明の交付については特に問題ないと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	地域計画策定に向けた座談会やアンケート等について、進捗状況を報告します。中村地域についてですが、東山地区のアンケートは既に集計しました。東山地区の座談会は今月下旬ごろに行う予定です。 次に西土佐地域ですが、津大地区①である「中半、茅生、岩間、橘、津野川、藤ノ川」のアンケートを送付しており、6月28日を締め切りとしていました。座談会は、8月下旬ごろを予定しております。 担当である農業委員、推進委員は、後日、座談会の日程調整をさせていただきます。また、参加者の人集めもご協力よろしくをお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
●11 番 遠地委員 （藤ノ川地区担当）	はい。ご報告が遅れましたが、3月6日、東京で女性農業委員の研修がありまして、その時地域計画の実践報告というのをお受けしました。その中で特に感銘を受けたところをご報告させていただきます。長野県長野市農業委員会会長からのご報告で、元々自分の地元でリンゴ園が衰退していくのを見て、子供のころ見たリンゴ園を再生したいとの思いから、勤めていた会社を退職して2年後に就農、それからちょうど地域計画の話が出てチャンスと受け止められたそうなんですけど、それで大規模な基盤整備をしていかれまして、農業の省力化、品質確保、規模拡大、ブランド復活を目指して大規模な基盤整備を進められました。まだ4分の1くらいしか進んでいないんですけれども、今スマート農業実践農場へと変わり、世代交代で若い農業者が増えてきたということです。それから新規就農者が増え、規模拡大でお金が取れる農地になったとの報告でした。なかなか本市ではここまでは厳しいかもしれないんですが、夢があるなあと思ったのでご報告させていただきました。 それからもう一つ、6月12日に女性ネットワークという集会がありまして、その年間通しての総会が開催されまして出席しました。本市からの出席は山本美加委員と私の2人だったんですけれども、会は会計報告とか活動報告で終わりましたが、地域計画ファシリテーター研修というのがありまして、地域計画というのは真面目な堅いお話になるので、会場の雰囲気づくりから入っていくようにということでした。万国旗を貼ったり、テーブルクロスを貼ったり、マスコットのよう

	なものやお花を飾って、雰囲気のを和らげて話をしていきましょうということでした。それから司会を担当される方は出来るだけお話をしたい方をあてるように、そうすると他の方が意見を述べやすいんじゃないかということでした。 ご報告は以上です。
議長（清水会長）	以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 10 日

議長 清水 優志

署名委員 坂本 一

署名委員 谷崎 容子